

板柳町一般廃棄物処理基本計画  
(案)

令和7年

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 対象区域	3
4. 計画期間	3
5. 広域的取組の推進	3
6. 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し	4

## 第2章 町の現状

1. 町の概況	4
2. ごみの分別処理方法等	5
3. 施設の整備状況	9
4. ごみ排出量と資源化量の現状	11

## 第3章 ごみ処理計画

1. ごみ処理の基本理念・方針	12
2. 目標値の設定	13
3. 目標達成に向けた個別施策	14

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の趣旨

「板柳町一般廃棄物処理基本計画」は、平成20年9月に策定され、本計画は第4期目となり、資源循環型社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてまいりました。

町の状況は、1人1日あたりのごみ排出量や、1人1日あたりの最終処分量は全国平均を上回っており、1人1日あたりのリサイクル率については、全国平均を下回っている状況です。このため、今後は、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から連携しながら、ごみの減量と資源化に一層取り組んでいくことがこれまで以上に大切になっています。

こうした中、令和6年8月に国が「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この計画では、循環経済への移行が、気候変動への対応や生物多様性の保全、環境汚染の防止といった環境課題だけでなく、地方創生や暮らしの質の向上、産業の競争力強化、経済安全保障の確保といった社会的課題の解決にもつながるものとされ、国家戦略として取り組むべき重要な課題と位置づけられています。この中で、地方自治体の果たす役割としては、住民や事業者、行政などさまざまな主体が参加し、新たな資源循環の流れを地域の中に生み出していくことが求められています。あわせて、製品を長く使うことやリユースを促進し、資源の循環の輪をより広く、より強くしていくことにより、地域経済の活性化や地場産業の振興、地域が抱える課題の解決につなげていくこととされています。

当町においても、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現という持続可能な社会の実現を目指し、これからも計画に基づく施策を着実に進めながら、ごみの減量化と資源化の推進に取り組んでまいります。

※SDGs(Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標 2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成された、2030年までに全世界で取り組むべき国際的な目標

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により定めるものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定：環境省）に基づき、本町における一般廃棄物の処理に関する計画として定めるものです。また、「板柳町第6次長期振興計画」を上位計画とし、本計画では、一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する具体的事項は、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画で定めます。

## 3. 対象区域

板柳町全域

## 4. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。令和7年度を初年度、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度とします。

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

## 5. 広域的取組の推進

一般廃棄物の処理は、財政的・技術的な理由から、複数の自治体による広域的処理が全国的に行われており、ごみ処理については、本町を含む2市3町1村（弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村）で構成する一部事務組合である「弘前地区環境整備事務組合」で焼却処理、破砕、選別、梱包などの中間処理を広域的に行っています。

また、人口減少や既存施設の老朽化に伴う維持更新コスト増大が予想される中、効率的・安定的にごみ処理を行うため、令和元年10月に本町を含む3市3町2村（弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村）で構成する「津軽地域ごみ処理広域化協議会」が設置され、令和8年度から、「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の統合が決定しています。

## 6. 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し

本計画の達成状況に応じて見直しや予算編成・事業実施への反映も見据えた点検・評価も併せて行い、PDCA サイクルによって運用していきます。

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル

## 第2章 町の現状

### 1. 町の概況

#### ①総人口・年齢3区分別人口

町の総人口は、減少傾向が続いており、年齢3区分別人口をみると、平成2年以降一貫して、年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しており、今後もこの傾向が続くと思われま

表1 総人口・年齢3区分別人口の推移 (人)

年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27	令和 2
65 歳以上 (高齢者人口)	2,892	3,329	3,842	4,210	4,479	4,742	4,822
15~64 歳 (生産年齢人口)	11,667	11,202	10,599	9,896	8,990	7,701	6,673
15 歳未満 (年少人口)	3,207	2,789	2,399	2,116	1,758	1,492	1,205
合計	17,766	17,320	16,840	16,222	15,227	13,935	12,700

資料：板柳町人口ビジョン【2025年改訂版】

## ②事業所数及び従業員数

町の事業所数は、減少傾向で推移し、令和3年には502事業所となっています。  
また、従業員数は平成8年以降減少し、令和3年では3,075人となっています。

表2 事業所数及び従業員数の推移 (人)

年	平成8	平成13	平成18	平成21	平成24	平成26	平成28	令和3
事業所数	813	768	724	695	603	571	554	502
従業者数	4,876	4,867	4,166	4,019	3,553	3,430	3,301	3,075

資料：板柳町人口ビジョン【2025年改訂版】

## 2. ごみの分別処理方法等

### ① 家庭系ごみの分別区分等

分別区分は、表3のとおりで「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」となっています。

各家庭から排出されたごみの収集運搬については、委託により実施しています。

収集方式は、各自宅前に出されたごみを収集する「毎戸収集方式」、または決められたごみ集積所に出されたごみを収集する「ステーション収集方式」を採用しています。また、有害ごみ、危険ごみ、プラスチック（※2）、粗大ごみ、段ボール、新聞紙、雑誌類、紙パック、その他の紙以外のごみについては、町指定のごみ袋に入れて出すことにしています。

「粗大ごみ」については、申請により各家庭が直接一般廃棄物最終処分場に搬入することを許可しているほか、有料での毎戸回収も行っています。なお、再資源化可能なスチール製の製品は「鉄くず」として回収され、リサイクル処理を行っています。

その他、「使用済小型家電」については、町公共施設3カ所に収集ボックスを設置し、回収し、リサイクル処理を行っています。

※2 プラスチック回収は令和8年度から実施予定

表3 ごみの分別処理方法等

表3分類		収集方式等	収集主体	排出容器等	収集頻度	処理業者、施設	残さ種類	
燃やせるごみ		毎戸回収	委託	町指定ごみ袋	週2回	焼却施設 (環境整備センター・南部清掃工場)	焼却灰、飛灰	
燃やせないごみ		〃	〃	〃	月1回	中間処理施設 (環境整備センター)	鉄・アルミ	
燃やせない ごみ	危険ごみ	スプレー缶、 カセット式ガ スボンベ、ラ イター	〃	無色透明 または半透明の袋	〃	〃 (環境整備センター)		
	有害ごみ	蛍光灯(LED 製品以外)	〃	〃	〃	専門処理業者		
		廃電池、充電 池	〃 回収ボックス搬入	〃 町	〃 -			〃 月2回程度
資源物	プラスチック製品類		毎戸回収	委託	〃	月2回	民間再資源化業者	
	容器包装	プラスチック 製容器包装	〃	〃	〃	〃	〃	
		ビン類	〃	〃	町指定ごみ袋	月1回	(公財)日本容器包装リサイクル協会	
		ペットボトル	〃	〃	〃	〃	〃	
		缶類	〃	〃	〃	〃	民間再資源化業者	
		段ボール	〃	〃	紙ひも等でしぼる	〃	〃	
		紙パック	〃	〃	〃	〃	〃	
	古紙類	新聞紙、雑誌 類	〃	〃	〃	〃	〃	
	小型家電		回収ボックス搬入	町	-	月2回程度	〃	
粗大ごみ		毎戸回収(事前申込必要)	委託	町シール貼付	年3回	町一般廃棄物最終処分場		
		直接搬入 (一般廃棄物最終処分場)	-	-	水~金曜日 第1日 曜日 年末年始以外	〃		
		〃 (環境整備センター)	-	-	第1・第3日曜日、 年末年始以外	焼却施設 (環境整備センター)		

## ② 事業系ごみ

事業所から生じるごみの分類は表4のとおりで、会社や店舗などの事業所から生じるごみは「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」と「産業廃棄物」に分類されます。

これらは、排出者責任に基づき、事業者が適切に区分し処理する必要があります。このうち、「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」については町指定の処理施設（弘前地区環境整備センター、南部清掃工場）にて有料で受け入れていますが、事業者自ら、または町の許可を受けた収集運搬許可業者が処理施設に搬入する必要があります。（町直営による収集は行っていません。）

事業系ごみの分別は、基本的に家庭系ごみの分別ルールに準ずることとしています。また、「弘前地区オフィス町内会」により古紙類を無料で処理するネットワークも構築されており、これらを活用して事業系ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいます。

「産業廃棄物」（表5）については、県の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ処理を委託するなど、事業者が適正に処理しなければなりません。

また、「プラスチックごみ」のように、家庭から生じる場合は「一般廃棄物（燃やせるごみ）」、会社あるいは農業などの事業により生じる場合は「産業廃棄物（廃プラスチック類）」となる例もあるため、注意が必要です。

表4 事業所から事業活動に伴って排出されるごみの種類

	収集・運搬	処理業者
産業廃棄物 （法律で定められた20種類の廃棄物）	県の許可を受けた業者へ委託 （マニフェスト必要）	
事業系ごみ（事業系一般廃棄物） 産業廃棄物以外の廃棄物（可燃ごみ、資源物など）	収集・運搬	町一般廃棄物最終処分場 民間再資源化業者 焼却施設
	町の許可を受けた業者へ委託	

表5 産業廃棄物の分類

すべての業種に共通	1	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら
	2	汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの
	3	廃油	潤滑油、洗浄用油等の不要となったもの
	4	廃酸	酸性の廃液
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物（発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装、ペットボトル含む）
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、アルミくず等
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（建設廃棄物は「がれき類」）、陶磁器くず
	10	鉱さい	スラグ、廃鋳物等
	11	がれき類	建設廃棄物のコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の業種によるもの	13	紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
	14	木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
	19	動物の死体	畜産農業から排出されるもの
	20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

### 3. 施設の整備状況

#### ①焼却施設

焼却施設は、弘前地区環境整備事務組合が管理・運営する「弘前地区環境整備センター」と「南部清掃工場」があります。ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効活用するため、弘前地区環境整備センターでは蒸気タービンによる発電を行い、南部清掃工場では隣接する温水プールへ熱供給を行っています。これを「サーマルリサイクル」といい、ごみ焼却熱エネルギーを資源として回収しています。

表6 施設の状況

施設名	弘前地区環境整備センター	南部清掃工場
所在地	弘前市大字町田字筒井6-2	弘前市大字小金崎字原田54
処理能力	246 t / 日 (123 t / 日 × 2 炉)	140 t / 日 (70 t / 日 × 2 炉)
処理方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
運転計画	1日24時間連続運転	1日24時間連続運転
竣工年月	平成15年4月	平成4年4月
発電設備	3,600MWh	—

#### ②資源化施設

資源物の中間処理は、弘前地区環境事務組合が管理・運営する弘前地区環境整備センターで行っています。処理能力は93 t / 5hで、破碎・選別・圧縮・梱包などの処理を行っています。

燃やせないごみと粗大ごみは、破碎後に鉄とアルミを回収し、かんやびんなどの容器包装は、異物や汚れている物を取り除く選別作業や圧縮・梱包などの作業を行っています。回収された資源物は、再資源化業者に引き渡しています。

また、弘前地区環境整備センターには、ごみや環境・リサイクルに関する情報発信施設として、多目的ギャラリーや体験学習室を備えた「プラザ棟」が併設されています。

### ③ 最終処分場

「板柳町一般廃棄物最終処分場」では、弘前地区環境整備センターで焼却された焼却灰の埋立のほか、申請により家庭から排出される粗大ごみの直接搬入を許可しています。搬入された粗大ごみは破碎後に埋立処分されますが、回収された鉄くずについては、再資源化業者に引き渡しています。

また、板柳町一般廃棄物最終処分場は、岩木山麓に位置しており、冬期間は積雪により搬入困難であるため、町内にある「長野冬季ごみ集積所」に粗大ごみを集積し、春に集積された粗大ごみを板柳町一般廃棄物最終処分場に搬入しています。毎年の埋立量等から、令和8年度で搬入終了予定となっています。

表7 最終処分場の状況

施設名	板柳町一般廃棄物最終処分場
所在地	弘前市大字十腰内字猿沢
総面積	179,788㎡
埋立面積	12,043㎡
埋立容量	31,000㎥
埋立様式	セル方式
残余容量	6,111㎥（令和5年6月15日現在）
埋立期間	平成6年4月～
水処理施設処理水量	45㎥/日
処理方式	生物処理＋凝集沈殿＋滅菌＋放流

## 5. ごみ排出量と資源化量の現状

### ①一人当たりごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、横ばい傾向にあり、全国平均を上回り、県平均を下回っています。

表8 1人1日当たりのごみ排出量の推移 (g/人日)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 国	計	918	901	890	880	851
	家庭系ごみ	638	649	636	620	592
	事業系ごみ	280	252	254	260	259
青 森 県	計	1,003	993	1,002	991	967
	家庭系ごみ	682	689	690	678	652
	事業系ごみ	321	304	312	313	315
板 柳 町	計	822	849	866	893	881
	家庭系ごみ	651	678	678	696	685
	事業系ごみ	172	171	188	197	196

### ②1人1日当たりリサイクル率

1人1日当たりリサイクル率は、横ばいで推移しており、全国及び県の平均を下回る状況が続いています。また近年は、スーパーなど民間事業者による回収が活発化しており、リサイクルの分散化が進んでいることから、民間回収によるリサイクル動向についても把握していく必要があります。

表9 1人1日当たりリサイクル率の現状の推移 (g/人日)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5
青森県	14.3	14.0	14.2	14.0	12.6
板柳町	6.8	7.0	6.7	6.7	6.6

③ 1人1日当たり最終処分量

最終処分量は、増加傾向で推移しています。

※令和8年度で搬入終了予定。

表10 最終処分量の現状 (g/人日)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	82.0	79.0	74.0	74.0	69.0
青森県	108.0	120.0	111.0	120.0	117.0
板柳町	134.0	162.0	155.0	158.0	174.0

④ 1人1日当たりごみ処理経費

一人当たり年間ごみ処理経費は、増加傾向で推移しています。

表11 1人1日当たりごみ処理経費の推移 (円/人年)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	16,400	16,800	17,000	17,100	18,300
青森県	15,700	15,200	14,600	16,600	21,900
板柳町	9,700	9,500	10,500	10,800	12,700

※1人当たりのごみ処理事業経費

=ごみ処理事業経費×1,000/ごみ処理対象人口(100円未満四捨五入)

### 第3章 ごみ処理計画

#### 1. ごみ処理の基本理念・方針

基本理念『循環型社会の実現』

##### 基本方針

町民・事業者・行政の三者の協働により、より一層、ごみ減量化推進やリサイクル促進の強化を求めるものとします。

1. ごみ減量化対策の充実
2. リサイクル促進の強化
3. ごみ分別の適正化

## 2. 目標値の設定

県が循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるために策定した「第4次青森県循環型社会形成推進計画（計画期間：令和3～7年度）」の目標率との整合を図りつつ、第3期町一般廃棄物処理基本計画の目標を継続するものとします。

※県では現在、「第5次青森県循環型社会形成推進計画（計画期間：令和8～17年度）」策定中であり、目標値は未定である。）

表12 一般廃棄物処理の目標

	現状値 R5年度		目標値 R7年度	目標値 R16年度
	県	町	県	町
人口	1,209,237	12,516	-	9,239
1人1日当たり排出量（g/人日）	967	881	940	780
生活系ごみ（g/人日）	652	685	640	626
事業系ごみ（g/人日）	315	196	300	154
排出量（t/年）	427,952	4,034	397,000	2,630
リサイクル率（%）※1	28.2	6.6	34.0	25.0
1人1日当たり資源化量（g/人日）	334	58	401	185
資源化量（t/年）	147,812	266	170,000	658
1人1日当たり最終処分量（g/人日）	117	174	85	100
最終処分量（t/年）	51,565	799	36,000	337

資料 現状値は一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票、目標値人口は板柳町人口ビジョン【2025年改訂版】2035年見通し  
※行政回収分のみ民間リサイクル含まない

### 3. 目標達成に向けた個別施策

#### ① 目標達成のための施策

このため、本町ではごみ排出量削減、資源化量増加（リサイクル率向上）に向けた各施策の実施により、目標達成を目指します。

#### ② 町民、事業者、行政の役割・取組

町民・事業者のごみ減量化・資源化に対する意識を高めていくために、行政が情報を発信していく必要があり、町の広報誌やホームページなどを通じて、ごみの減量化・資源化に関する情報をわかりやすく発信するほか、「廃棄物減量等推進員」として活動している行政連絡員と連携し、各町内住民の適正なごみ分別方法等、排出ルールが浸透するように努めていきます。

ごみの減量化・資源化に関する理解を深めるため、学校や地域において弘前環境整備センター内リサイクルプラザの見学などを通じた環境教育に取り組んでいきます。

## 2 町民、事業者、行政の役割・取組表

表13 町民、事業者、行政の役割・取組

町民の役割・取組	事業者の役割・取組	行政の役割・取組
発生抑制（リデュース）	発生抑制（リデュース）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3キリ運動を実践します。（使いキリ・食ベキリ・水キリ）</li> <li>・ 買い物袋（マイバック）を持参し、レジ袋は使用しないようにします。</li> <li>・ ごみの減量につながるものを率先して購入します。（詰替品・ばら売り品・量り売り商品、リターナブル容器など）</li> <li>・ 長期間使用が可能なもの、修理が可能なものを購入します。</li> <li>・ ダンボールコンポスト、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の活用による燃やせるごみの減量化、生ごみの再資源化を行います。</li> <li>・ 地域・コミュニティにおけるごみ減量化・資源化活動等に積極的に参加するなど、循環型社会の形成を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所全体でごみ減量に対する計画的な取組を実施します。</li> <li>・ 生産した商品は「拡大生産者責任の原則」が、発生したごみは「自己処理責任の原則」があることを理解し、商品などの企画・生産を行います。</li> <li>・ 生産過程を工夫し、廃棄物の少ない製品の開発・製造に努めます。</li> <li>・ 修理や機能性向上のための、アフターサービスなどに努めます。</li> <li>・ 商品の簡易包装実施により、包装材・梱包材を削減します。</li> <li>・ 食材は使い切り、生ごみの水切りを徹底します。</li> <li>・ 地域の環境活動に積極的に参加するなど、地域とともに環境保全を考える事業所を目指します。</li> <li>・ 一般廃棄物と産業廃棄物の分別など、適正排出に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの適正処理</li> <li>各家庭から排出される一般廃棄物排出については、町が委託した業者により衛生的かつ迅速に収集運搬しており、また、資源再生が可能なものは中間処理を行い、資源化業者へ引渡ししています。</li> <li>事業系ごみの収集運搬については、各事業者が弘前地区環境整備センター等に自己搬入、または町で許可した業者により適正に収集運搬します。</li> <li>・ 不法投棄対策</li> <li>県の任命している不法投棄監視員により、定期的に町内パトロールを実施し、</li> </ul>

町民の役割・取組	事業者の役割・取組	行政の役割・取組
再使用（リユース）	再使用（リユース）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケット、古本屋、リサイクルショップを活用します。</li> <li>・リターナブル容器（酒びんやビールびんなど、洗浄して繰り返し利用可能な容器）を使用します。</li> <li>・衣類については、古着なども活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済製品や部品を再利用します。</li> <li>・包装材・梱包材などを繰り返し使用します。</li> </ul>	<p>不法投棄のない環境づくりに努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理困難物への対応        タイヤ、バッテリー、消火器等の町が収集しないものとして指定している「処理困難物」は、製造業者や販売業者が処理することが原則であるため、今後も更なる周知徹底に努めます。</li> <li>・災害廃棄物対策        災害発生時には「板柳町地域防災計画」に基づき、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に推進します。また、県が平成30年3月に策定した「青森県災害廃棄物処理計画」との整合を図りながら、町の災害廃棄物処理計画を速やかに策定していく必要があります。</li> </ul>

町民の役割・取組	事業者の役割・取組	行政の役割・取組
再生利用（リサイクル）	再生利用（リサイクル）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生品を購入します。</li> <li>・容器包装、古紙類については行政回収を利用するか、資源物回収拠点、スーパーなどの民間回収を活用します。</li> <li>・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に従い、適切に処理します。</li> <li>・使用済小型家電については、町が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。</li> <li>・プラスチック（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品）については、プラスチック資源循環法に従い、適切に排出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化が可能な製品の販売に努めます。</li> <li>・資源化が容易な製品の開発・製造に努めます。</li> <li>・資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。</li> <li>・回収ボックスの設置などにより、製造・販売した製品の回収に努めます。</li> <li>・生じた容器包装、古紙類については、回収業者、回収ステーションなどを積極的に活用します。（燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入をさせないこと。）</li> <li>・オフィス町内会を積極的に活用します。</li> <li>・容器包装、古紙類について、適正に分別します。</li> <li>・発生した生ごみについては、食品リサイクルに努めます。</li> <li>・資源化が困難なもの（処理困難物）についても、適正に処理を行います。</li> <li>・グリーン購入を実践します。</li> </ul> <p>（廃棄物等を資源として有効利用し、質や安全性などの一定の基準を満たした製品など、環境に十分に配慮されものを購入すること。）</p>	